

小田原市郷土文化館条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市郷土文化館条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和5年9月15日（金）
意見提出期間	令和5年9月15日（金）から令和5年10月16日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、郷土文化館窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	5

〈具体的な内容〉

(1) 施設に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	廃止するのではなく改装すべきです。	D	当該地は、国指定史跡内のため、利用者の安全を確保するための抜本的な対策を講じることが難しいため、廃止することとしました。
2	郷土文化館の機能を移転すれば、改正の背景である床の傾斜の危険性も解決することから、会議室機能について移転ではなく廃止とした理由はなぜですか。	D	郷土文化館の移転については、移転先用地の選定が進んでおらず、当面移転することは難しいため、廃止することとしました。

(2) 意見公募に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市郷土文化館協議会において、意見公募に準じた手続きを実施せずに、パブリックコメントを行ったのはなぜですか。	D	改正の内容が、一般市民が使用する会議室の用途廃止に伴うもので、より広く皆様のご意見を頂戴する必要があると判断したため、パブリックコメントを実施することとしました。

(3) 郷土文化館協議会に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	令和3年度以降の協議会の開催状況と会議室機能の廃止について案件とした回の議事録を公開してください。 案件としなかった場合はその理由を教えてください。	D	令和3年度から、令和5年10月末までにおける、協議会の開催は、令和3年11月9日、令和4年1月27日、令和4年11月25日、令和5年2月10日、及び令和5年10月13日の計5回となっております。 当該案件につきましては、令和5年10月13日開催の協議会で、委員の皆様にお諮りしています。 開催された会議の議事録は直近の開催まで公開しました。

(4) 使用状況に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）									
1	令和3年度及び令和4年度の開館日のうち会議室が使用されたのは何日ですか。	D	会議室の一般利用の実績については、次のとおりです。 <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>開館日</th><th>利用日数</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度</td><td>346日</td><td>61日</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>338日</td><td>0日</td></tr></tbody></table>	年度	開館日	利用日数	令和3年度	346日	61日	令和4年度	338日	0日
年度	開館日	利用日数										
令和3年度	346日	61日										
令和4年度	338日	0日										

4 その他

当該条例の改正理由となった、建築基準法第12条に基づく点検では、会議室と同様に事務室も安全性を確保するために改修が必要であるとの指摘を受けており、これらを併せて検討する必要が生じたため、公表が遅れたものです。